

---

# **総合計画はだの 2030 プラン**

## **後期基本計画 策定方針**

---

**令和6年5月**

**政策部総合政策課**

# 1 策定に当たって

---

## (1) はじめに

本市では、令和3年度を初年度とした「秦野市総合計画はだの2030プラン（基本構想の目標年次：令和12年度）」を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進しています。

現在、「前期基本計画（令和3年度～令和7年度）」に基づき、各施策分野における具体的な施策を展開しているところです。

こうした中、前期基本計画が令和7年度に計画年限を迎えることから、令和8年度から5年間の具体的施策や事業内容を示す、後期基本計画を策定するための基本方針を定めるものです。

## (2) 目指すところ

本市を取り巻く社会環境は、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来に加え、コロナ禍を経て急速に進むデジタル化を背景に、生活様式や個人の価値観にも変化が生じています。さらには大規模自然災害への対応など、行政需要は複雑かつ多様化しています。

一方で、「100年に1度の危機」とも言われた新型感染症との4年にわたる闘いを乗り越え、社会経済活動が正常化する中、令和8年度及び令和9年度にそれぞれ予定されている、拡幅整備後の県道705号の供用及び新東名高速道路の全線開通など、本市が飛躍する絶好の機会を迎えようとしています。

こうした好機を最大限に生かすため、将来を見据えたまちづくりの基礎となる都市基盤整備を行いながら、にぎわいと活力あるまちづくりを進めるとともに、本市が持つ豊かな自然と積み重ねられた歴史・文化を大切に守り、生かし、ふるさと秦野の未来を担う子どもたちに引き継いでいく必要があります。

また、令和6年能登半島地震を教訓として、地域のつながりやきずなを育み、深め、地域の防災力を高めることにより、安全・安心な社会を創造する必要があります。

そのため、市民力、地域力、職員力を結集して、「秦野の未来への道筋を示し、市民一人ひとりの想いがつながり実を結ぶ計画」を策定し、都市像である、「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」の実現を目指します。

## **2 基本構想の継承**

---

令和2年11月30日に議決された現基本構想では、令和12年度における人口規模について、人口減少を見据えたうえで157,000人と想定しています。また、行財政運営の基本方針において、人口が減少し、経済が縮小していくことを前提とした縮充社会の実現を目指していることや、小田急線4駅と高規格幹線道路等の交通結節点を生かした土地利用を目指すなど、時代を捉え、かつ、長期的な視野に立った指針として策定された構想であることなどを踏まえ、後期基本計画の期間においても継承するものです。

## **3 総合計画の役割等**

---

### **(1) 役割**

総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像を掲げ、これを実現するための基本政策や諸施策の基本的な方向を示すもので、市民と行政との適切な役割分担のもと、協働・連携し、総合的かつ計画的に市政を推進するための指針となる計画です。

### **(2) 計画策定に当たっての基本的な考え方**

#### **ア SDGs(※)の理念を踏まえた持続可能なまちづくりを目指した計画**

平成27年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGsは、世界共通の持続可能な開発目標であり、地方自治体も含めた幅広い関係者の連携が重視されています。

こうした背景の下、SDGsの理念を踏まえながら、「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりを目指した計画とします。

#### **イ 多様な主体との協働・連携を踏まえた計画**

社会環境が複雑かつ多様化していく中、地域が抱える課題を自治体だけで解決することは困難になっています。

担い手不足などの課題を抱える、自治会をはじめとした地域コミュニティのこれからの方々を共に考え、その活性化を促進するほか、若い世代の参画や外国籍市民との多文化共生を含め、世代や枠組みを超えた多様な主体が担い手となる協働・連携したまちづくりに取り組むとともに、行政間では周辺自治体と

の連携を強化していく計画とします。

#### ウ 「ふるさと秦野」への誇りと愛着を育み市内各地区の特性を生かした計画

市民一人ひとりが本市の持つ地域資源や魅力を実感し、行政と共に、都市像の実現に向けたまちづくりを進めることで、「ふるさと秦野」への誇りと愛着を育む計画とします。

また、市内 8 地区が有する特性を生かし、魅力の向上と地域の活性化を図りながら、それぞれの地域らしさのある計画とします。

#### エ 事業の創造・縮充の視点を取り入れた計画

本格的な人口減少社会の到来による地域経済の縮小によって、税収減が懸念される一方、高齢化の進行により社会保障費の増加が見込まれるなど、地方自治体の行財政運営は、ますます厳しさを増していきます。

こうした時代の変化の中にあっても、戦略的に事業を「創造」し、地域での暮らしが豊かになっていく「縮充」の視点を取り入れた計画とします。

#### オ 前期基本計画の評価を反映させた計画

前期基本計画に基づく施策の達成状況、成果などについて、適切な評価を行い、その結果を反映させた計画とします。

#### カ 実効性を確保した計画

市税や地方交付税をはじめとする歳入と、人件費、扶助費、公債費などの歳出の財政見通しを中長期的に示し、後期基本計画で取り組む事業を財政面から裏付けるとともに、社会潮流を見据えた中で、日々変動する社会経済状況等に対応した事業内容の見直しや予算編成などに適時適切に反映できる、柔軟かつ実効性のある計画とします。

※ S D G s : 平成 27 年の国連サミットで採択された、 17 のゴール・ 169 のターゲットで構成される、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標

## 4 計画の構成と期間

---

総合計画はだの2030プランは、令和3年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの方向性を示す「基本構想」と、5年間の具体的施策や事業内容を示した「基本計画（リーディングプロジェクト・施策大綱別計画・地域まちづくり計画）」、単年度ごとの「実施計画」の三層構造で構成します。

### (1) 基本構想

#### ア 位置付け

本市のまちづくりの基本理念と、将来目指すべき都市像を定め、その実現のための基本的目標、施策大綱等を明らかにするものです。

#### イ 期間

社会経済情勢の著しい変化や新たな社会制度への対応など、長期的展望の見通しが可能な期間として10年を設定しています。

#### 【目標年次 令和12年度】

#### ウ 主な内容

基本理念、都市像、都市像実現のための基本目標、人口規模（人口の想定）などで構成しています。なお、将来人口の展望は、人口ビジョン（令和3年3月策定）の対象期間と整合を図り、令和42年まで推計を行い、必要に応じて人口ビジョンの見直しを行います。

### (2) 基本計画

#### ア 施策大綱別（分野別）計画

基本構想に描く施策大綱を具体的に推進するため、分野別施策と成果目標を総合的・体系的に定めたもので、施策展開の指針とするものです。

計画期間 前期：令和3年度～令和7年度

後期：令和8年度～令和12年度

#### イ リーディングプロジェクト

基本計画を推進するに当たり、特に重点的かつ先導的に取り組み、相乗的な効果を発揮させるものを「リーディングプロジェ

クト」として定めます。

#### ウ 地域まちづくり計画

地域の目指すまちの姿を掲げ、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるための指針とし、計画期間は基本計画の期間と整合を図ります。

地域まちづくり計画を実施するための予算配分、地域の拠点、地区担当職員の配置など、実施支援体制に関する検証・検討を行います。

#### (3) 実施計画

基本計画に定める基本施策を推進する計画で、変動する社会経済状況等にも対応しながら、毎年度の予算編成作業と連動し、必要に応じて見直しを行います。

### 5 個別計画との連携

---

各施策分野における個別計画とは、その策定段階から、関係部局間において適切な調整・連携を図り、総合的かつ計画的な行政運営を図ります。

### 6 PDCAサイクルによる計画のマネジメント

---

基本計画に掲げる各施策を着実に実施していくとともに、実施した施策・事業の効果を評価し、必要に応じて見直しを行うため、内部評価のほか有識者等から構成する外部評価による効果検証を取り入れた、PDCAサイクルを実践することで、変化し続ける行政需要に的確かつ柔軟に対応する計画としていきます。

## **7 計画の策定体制**

---

### **(1) 総合計画審議会**

秦野市附属機関の設置等に関する条例に基づく市長の諮問機関として、学識経験者、各種団体からの選出者等による20人の委員で組織します。

市長が諮問する総合計画後期基本計画案を審議し、答申を行います。

### **(2) 庁内の推進体制**

#### **ア 策定委員会**

策定委員会は、市長が主宰し、部長会議の構成員で組織します。庁内の意思決定機関として、後期基本計画案並びにその他重要事項を協議し、決定を行います。

#### **イ 策定幹事会**

策定幹事会は、政策部長が主宰し、各部等の担当参事、庶務担当課長で組織します。後期基本計画案並びにその他重要事項の全体調整を行うとともに、策定委員会への報告・提案を行います。

#### **ウ 策定ワーキング部会**

策定ワーキング部会は、各部等の長が指名する5級職の職員及び公募職員で組織します。後期基本計画の策定に関する施策分野の調整（施策体系の検討等）を行います。

## **8 市民との協働・連携による策定**

---

後期基本計画の策定に当たっては、市民との「協働・連携」により、幅広い世代・分野の意見やアイデアを反映させる計画づくりを行います。

### **(1) 市民意識等の把握・分析**

#### **ア 市民2,000人アンケート**

無作為抽出による市内在住16歳以上の2,000人を対象に実施したアンケート調査から、市民の定住意向や現施策に対する満足度と今後の期待度などを把握・分析し、後期基本計画における各種施策の目標設定や優先度等を検討するための基礎資料とします。

#### **イ 市外在住者アンケート**

本市周辺市町村に居住している方及びこのうち本市へ通勤通学している方を対象に実施したアンケート調査から、居住地の選択理由や本市との関係等を把握・分析し、各種施策立案の参考とします。

#### **ウ 転入・転出・転居者アンケート**

戸籍住民課の窓口で住民異動届（転入・転出・市内転居）の手続きをされた方を対象にアンケート調査を実施し、異動の理由、傾向等を把握・分析し、各種施策立案の参考とします。

### **(2) 市民ワークショップの開催**

幅広い世代・分野の市民意見やアイデアを取り入れ、市民が主体となったまちづくりを行うことを目的に、市民ワークショップを開催します。

ワークショップは、従来の対面形式で実施するほか、仕事や子育て等の事情により、対面形式の会議に参加することが困難な市民の参加可能性を広げるための取組みとして、オンライン形式でも開催します。

### **(3) 地域まちづくり計画策定会議の設置**

地域まちづくり計画の策定に当たっては、地区別に地域まちづくり計画策定会議を設置し、「地域が考えるまちづくり計画案」を策定して、市長へ提案します。

策定会議は、地区まちづくり委員会を中心に組織し、その他の構成員は、前期基本計画に引き続き、市民、市民活動団体、事業者、学生など多くの方の参画を促し、幅広い世代・分野の意見やアイデアを取り入れることができます。

(4) **総合計画地区別タウンミーティング**

後期基本計画の素案公表の段階で、市長と市民が直接対話するタウンミーティングを地区別に開催し、総合計画を含む市政全般について幅広く意見交換を行います。

(5) **各種団体等との意見交換の実施**

市内各種団体等との意見交換を重ねながら、多様な主体との協働・連携を踏まえた計画づくりに取り組みます。

(6) **パブリックコメントの実施**

幅広い市民から意見・提案を募るため、素案及び計画案の段階でパブリックコメントを実施します。

## **9 議会との連携**

---

市民の意思を代表する議会へは、適時適切に情報提供するとともに、意見を聴きながら策定に取り組みます。